

工場・事業所の皆様へ

先着順^{*1}

堺市では省エネ設備への更新

に活用できる補助金があります！

申請期間：令和6年(2024年)4月1日～令和6年(2024年)12月20日

※1 申請は先着順で受付し、補助金交付申請額の総額が予算額に達し次第受付を終了。

補助対象設備^{*2}：

- ①産業用モータ（コンプレッサ、ポンプ・ファンなど）、②変圧器、
- ③高性能ボイラ、④業務用給湯器、⑤高効率コーチェネレーション、
- ⑥冷凍冷蔵設備、⑦冷凍機、⑧産業ヒートポンプ、⑨低炭素工業炉

※2 空調設備・LED照明は補助対象外。

補助金額^{*3}

=

補助対象設備費

×

補助率1/3以内

►補助限度額は同一年度において、同一事業所につき900,000円まで

※3 国等の補助制度を併用する場合、補助対象設備費から国等の補助額を差し引いた額の1/3以内。

エネルギー削減率	温室効果ガス削減量	補助上限額
5%以上 ^{*4}	5t-CO2以上	90万円
1%以上	1t-CO2以上	45万円



詳細はこちら！(堺市HP)

※4 エネルギー削減率5%以上の要件で申請する場合は、温室効果ガス削減量1t-CO2以上も満たしていること。

※注意事項

省エネルギー専門家による省エネルギー診断を受けていること

が必須です！



1 堺市内事業所において、事業所の運営のために使用する設備を設置し、堺市税を滞納していない事業者※1及びリース事業者。

※1 同一年度において申請者は3つの事業所まで申請可能。

2 1年間のエネルギー使用量が、原油換算で1,500 kL未満であり、省エネルギー専門家による省エネルギー診断を受けている市内事業所（住宅に係る部分、風俗営業等を除く）。

※2 新築・移転から1年以上経過していない事業所は補助対象外。

3 未使用的補助対象設備を1種類以上導入し、対象事業所全体で下記のどちらかの削減要件を満たす事業。※3※4※5※6

●エネルギー使用量を、1%以上削減する事業

●温室効果ガス排出量を、1t-CO2／年以上削減する事業

※3 補助対象設備1種類につき補助対象設備費が30万円以上の事業であること。

※4 リース契約も補助対象。

※5 実績報告書を令和7年(2025年)3月21日までに提出可能な事業であること。

※6 削減要件にかかる省エネルギー計算は、省エネルギー専門家による省エネルギー診断報告書の内容ではなく、本市の試算方法による。

4 **補助対象経費は設備費のみ。補助上限額は90万円まで。** ※7※8※9※10

※7 千円未満は切り捨て。

※8 工事費、手数料等は補助対象外。また、値引き分等は補助対象経費より差し引く。

※9 未使用品であること。

※10 市内事業者から購入等する場合は、補助金額を1割増しとする。

①交付申請様式（様式第1～3号）

②見積書2社分の写し

※ 同一型番で2社分取得し、安い方を採用とすること。

※ 販売事業者の角印があること。

※ 見積書の内訳から設備費の金額が明確に分かること。

※ 対象が不明確な値引額については、値引額を設備費から差し引いた額を補助対象経費とする。

※ 実績報告時にご提出いただく、発注書、発注請書、領収証等と金額の整合が取れていること。

③事業所全体の直近1年間（2023年4月～2024年3月分）のエネルギー使用量が分かる明細書等の写し

・電力会社発行の電気使用量明細書等

・都市ガス、LPG、重油、灯油などの燃料を生産に使用している場合は、その使用量が分かる明細、請求書等

④省エネルギー診断に係る診断結果等の報告書の写し

※ 診断事業者（メーカー等）から申請者宛てに発行されていることが分かること。

※ 年間消費エネルギー削減効果が、定量的に評価されていること（具体的には、更新前と更新後の年間電気使用量等を比較し、削減量が計算されていること）。

※ 用いている数値等が設備の仕様書等と整合性が取れていること。

⑤既設機、新設機の仕様書、写真等

※ ④で用いた数値の根拠などが確認できること。

上記以外の補助要件や申請に関するご相談について
は、下記よりお問い合わせください。

詳細につきましては、
こちらよりご確認ください。

堺市 省エネ設備補助金

検索

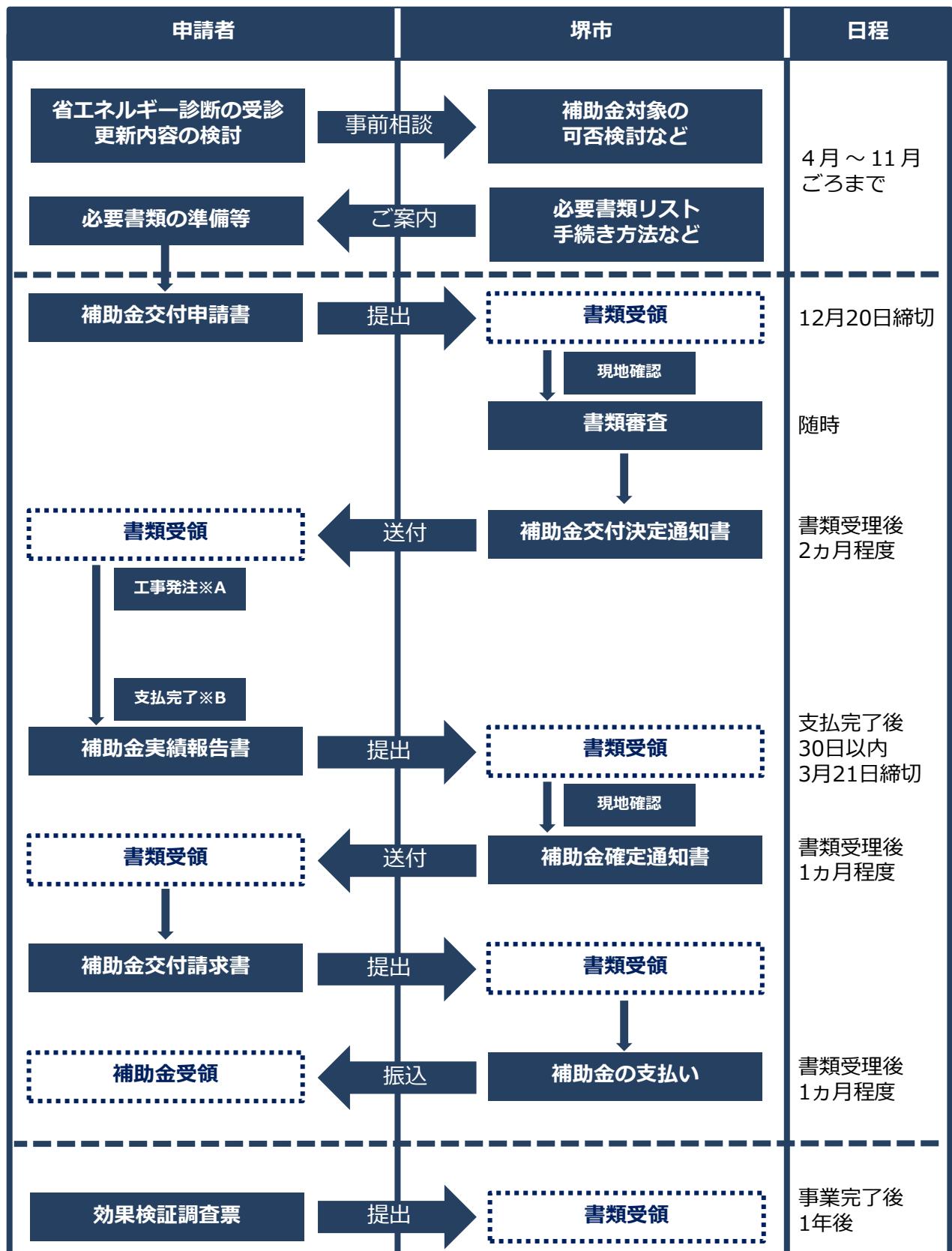


問い合わせ先

堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部
環境エネルギー課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL : 072-228-7548



※A 工事請負契約等については補助金交付決定後としてください。

※B 補助対象経費の支払い方法は、原則として現金・振込みのみ認めます。小切手による支払いは領収証がある場合のみ可とします（手形は不可）。



問い合わせ先

堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部
環境エネルギー課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL : 072-228-7548

② 空気圧縮機・省エネアドバイザー派遣事業（無料）

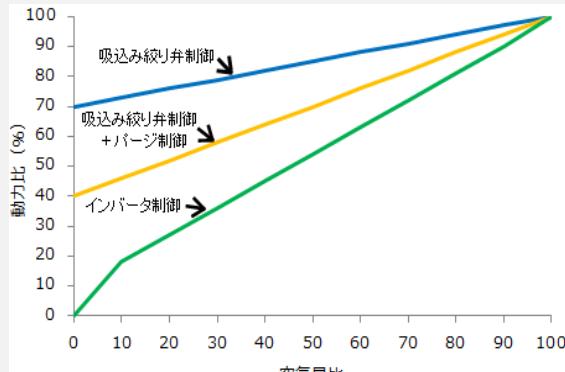
先着
6件

対象事業所：モータ（公称）出力7.5kW以上のスクリュ圧縮機を使用している市内事業所。 ※1つの工場等で4台を上限に診断。

診断内容：

- 空気圧縮機の電流・圧力を1週間24時間連続測定し、使用空気量や消費電力、負荷率を計測。
- 得られたデータに基づき、追加投資を必要としない運用改善の手法や、インバータ制御型空気圧縮機への更新効果等についてアドバイスを行います。
- また、希望に応じて吐出圧力の調節などチューニングを行います。

事業の流れ



< 空気量比と動力比との関係 >

<スクリュ型コンプレッサの制御方式>

【吸込み絞り弁制御】

負荷に応じて吸気量を調整する弁（吸込み絞り弁）を絞り、吐出圧力を制御します。無負荷状態の場合、コンプレッサの吸い込む空気がなく、空気の圧縮はしていませんが、コンプレッサの内圧が残っていることでモータ電力が消費されています。

【吸込み絞り弁制御+パージ制御】

吐出圧力を調整する方法は吸込み絞り弁制御と同一ですが、吐出空気に余裕がある場合、コンプレッサの内圧を放気（パージ）しモータの負荷を低減します。

【インバータ制御】

インバータにより吐出圧力を一定に保つようにモータの回転数を制御します。負荷に比例した消費動力特性となっています。

問合せ先・申込先：環境エネルギー課

TEL 072-228-7548 FAX 072-228-7063

電子メール kanene@city.sakai.lg.jp



申込日	令和 年 月 日
会社名 (工場名称)	
申込担当者 所属 役職・氏名	
TEL	
FAX	
E-mail	
事業所の所在地	〒 堺市 区
事業内容	業種 主要事業
空気圧縮機 概要	kW スクリュ圧縮機 台 kW 圧縮機 台

(暴力団排除に関する誓約事項)

- 暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 堺市暴力団排除条例に基づき、申込内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申込者の住所、氏名等申込書に記載されている情報を提供されることに同意します。